

みと 水都だより

第38号



「みとちゃん」

○水戸市水道事業審議会、経営基盤強化について報告	1
○報告の内容	2、3
○水道部の今後の取組み	3
○シリーズ 蛇口をひねれば「水都の水」	4
○笠原水源クリーン作戦へのご協力ありがとうございました!!	4
○新庁舎に移転します	5
○水道料金の請求とお支払い	5
○水道部からのお知らせ	6

発行：水戸市水道部水道総務課
〒310-0805
水戸市中央2-7-33水戸第一ビル
☎ 029-231-4115

水戸市水道事業審議会、経営基盤強化について報告 ～施設整備及び財政状況等を検証、経営戦略の早期策定を要請～



報告の様子(写真左から高橋市長、馬渡会長、田山副会長)



審議の様子



施設見学の様子

水道事業は、将来にわたり、安心・安全な水道水を安定的に供給していかなければなりません。平成30年7月13日、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の策定に向け、高橋市長が、水戸市水道事業経営の基盤強化について、水戸市水道事業審議会（公募による市民や学識経験者等、計15名で構成。以下、「審議会」）に、諮問を行いました。

審議会では、「施設整備及び財政状況等の検証」を行ったほか、「経営戦略の策定」について、審議を行い、平成30年10月12日に報告がありました。詳細につきましては次ページをご覧ください。

水道事業審議会のこれまでの審議については、水戸市ホームページからご覧いただけます。QRコードからアクセスしてください。



報告の内容

今回の水道事業審議会は経営基盤の強化に向け2年間で審議を進めています。平成30年度は、予定の審議を終えたことから、下記①、②について報告がありました。

① 施設整備及び財政状況等の検証

審議会から下記目標達成に向けた取組みが着実に進められていると報告がありました。

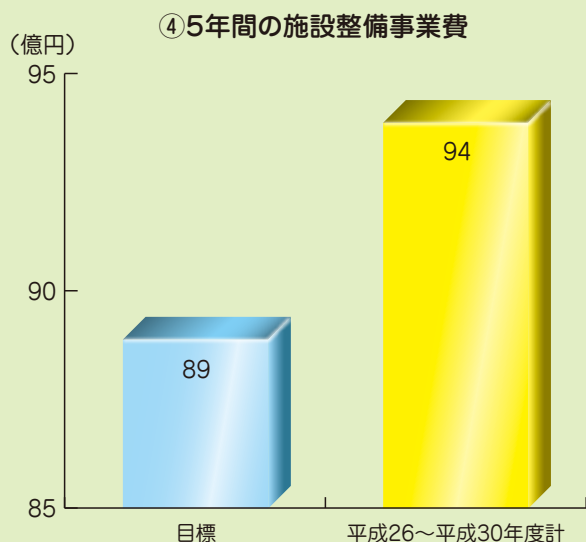
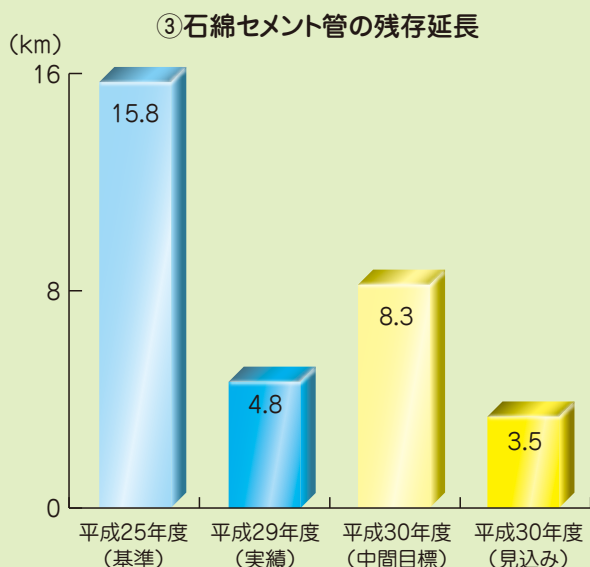
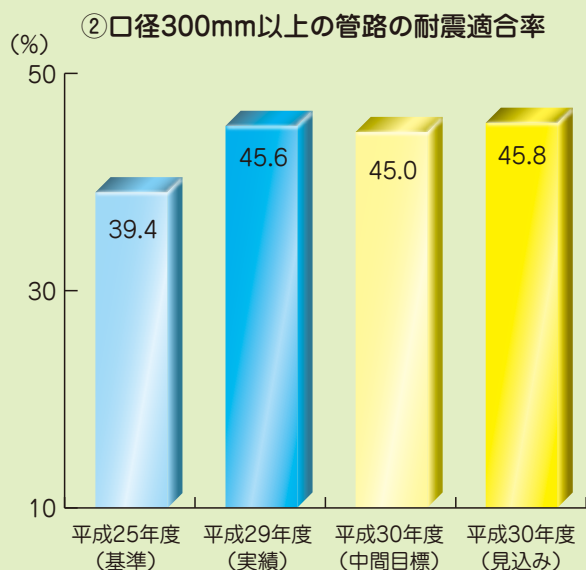
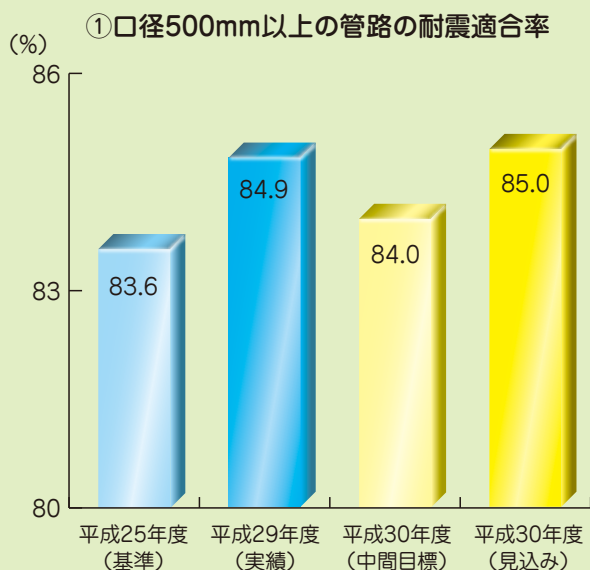
施設整備について

目 標（平成25年度の審議会からの答申に基づき設定）

平成26年度から、概ね10年程度の間に以下の目標を達成する。

- ① 口径500mm以上の管路の耐震適合率 100%達成 （中間目標:平成30年度までに84%への上昇）
- ② 口径300mm以上の管路の耐震適合率 50%への上昇 （中間目標:平成30年度までに45%への上昇）
- ③ 石綿セメント管の全管解消 （中間目標:平成30年度までに残存延長8.3km）
- ④ 老朽化した浄水施設等の更新のほか、上記①～③の目標を達成するため、平成26年度から平成30年度までの5年間で約89億円を確保

進捗状況



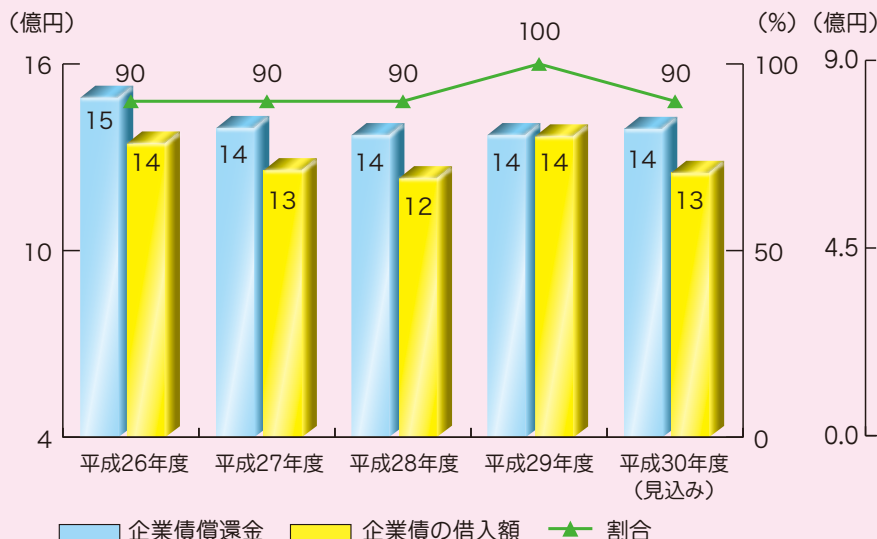
財政健全化について

目 標（平成25年度の審議会からの答申に基づき設定）

- ① 財政の硬直化の解消に向け、平成26年度からの企業債借入額を企業債償還金の90%にする
- ② 災害や事故に即時対応するための資金（建設改良積立金）を、平成30年度末までに約8億円確保する

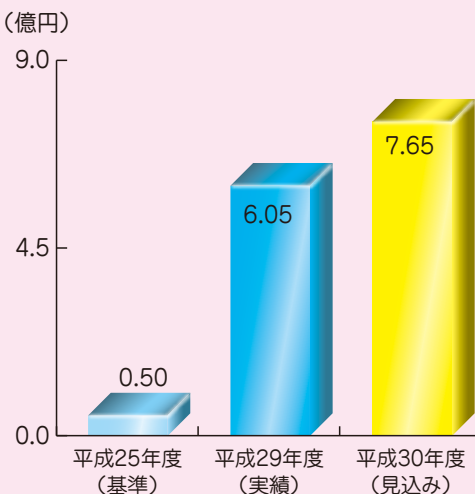
進捗状況

①各年度における企業債償還金と企業債の借入額及び割合



※平成29年度が、100%であるのは、新庁舎整備に対する負担金の支出が必要であったため

②建設改良積立金の額



② 経営戦略の策定

人口減少社会における経営基盤強化を喫緊の重要課題と捉え、現状把握や将来予測を行うための根幹である**アセットマネジメント**について精度向上に努めながら、年内の早期更新を図り、平成31年度を目途に、**経営戦略**を策定するよう、要請がありました。

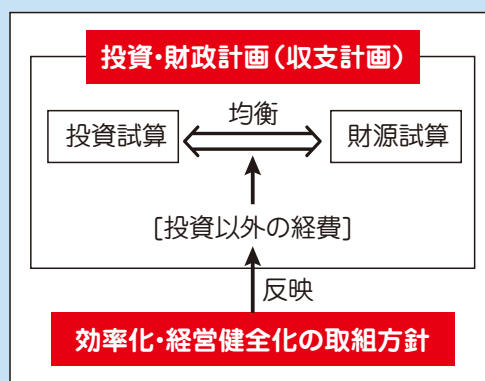
経営戦略とは？

- 各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「投資試算」（施設・設備）等の支出と「財源試算」（財源の見直し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を中心とした中長期的な経営の基本計画。
- 組織効率化・人材育成、広域化等の効率化・経営健全化の取組方針。

アセットマネジメントとは？

- 資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせ、資産を維持管理する仕組み。

経営戦略〔イメージ〕



水道部の今後の取組み

水道部は、今後も安心・安全な水道水の安定供給の責務を果たし、持続可能な水道事業の確立を図り、次世代に引き継いでいくため、健全な経営と計画的な事業推進に努めてまいります。また、アセットマネジメントを年内に見直し、平成31年度の経営戦略策定を目指してまいります。



くらしの中で欠かすことのできない水。こちらのコーナーでは、そんな皆さまの身近にある水や水戸の水道水の魅力をご紹介します。

水道水は安全で経済的!!

水道水は水道法により51項目の水質基準が設定されており、水質検査を行っています(※1)。水道部では、その他に放射性物質の含有検査も行っておりますので、より安心してお飲みいただけます。また、検査結果の精度と信頼性が認められる「水道GLP(※2)」も取得しております。

市販の水500mlを約100円とすると水戸市の水道水は、500mlで**約0.08円**(平成29年度決算)となり、水道水のほうが経済的です。

水戸市の場合、家庭で1人が1日に使う水道水の量は、平均255リットル(平成29年度決算)程度で**約41円**です。

※1 水質検査結果、放射性物質の含有検査結果は水戸市ホームページに掲載されています。QRコードからご覧ください。

※2 水道GLPとは、水質検査機関が水質検査を適切かつ高精度に実施していることを(公社)日本水道協会が保証する制度です。



笠原水源クリーン作戦へのご協力ありがとうございました!!



歴史的にも貴重な財産である、黄門さまゆかりの笠原水源を次世代に引き継いでいくために、毎年笠原水源クリーン作戦を行っております。

今年も平成30年8月25日(土)に実施しました。一般応募参加者をはじめ、茨城森林管理署様、水戸市管工事業協同組合青年部様、第一環境株式会社様、合計約30人のボランティアの方々にご参加いただきました。竜頭栓の周りの草刈りやごみ拾い、側溝の泥上げなどの清掃活動を行いました。

ボランティアの皆さまのご協力により、笠原水源が一層きれいになりました。今後とも皆さまのご協力をお願いします。



新庁舎に移転します



臨時庁舎での窓口業務は、平成30年12月21日(金)で終了し、**平成30年12月25日(火)より新庁舎6階で業務を開始します。**

また、平成31年1月4日(金)より新庁舎1階に上下水道料金窓口を開設します。水道開始・中止のお申込みや料金のお支払いができますのでご利用ください。お客様受付センター(越川ビル)でも引き続き業務を行いますので、お客様のご都合に合わせてご利用ください。

<所在地>

新庁舎(6階)	水戸市中央1-4-1	業務時間 8:30 ~ 17:15
お客様受付センター(越川ビル)	水戸市城南1-6-10	業務時間 8:30 ~ 18:00

～水道料金の請求とお支払い～

一般家庭の水道料金は、**2か月ごとに検針及び料金請求を行います。**また、公共下水道をご利用している場合は、**下水道使用料を併せて請求いたします。**

水道部から郵送される納入通知書を金融機関またはコンビニエンスストアにお持ちのうえ、期限内にお支払いください。

使用水量・料金などについて、詳しくは検針の際に投函させていただく「水道料金使用水量等のお知らせ」、または水道のしおりをご覧ください。



水道部からのお知らせ

水道料金のお支払いは、 便利な口座振替・ クレジット決済をどうぞ

口座振替またはクレジットカードでのお支払いは、一度の手続きで自動的にお支払いいただけますので、とても便利です。

◆口座振替手続き

預金通帳、通帳印、「納入通知書」または「水道使用量等のお知らせ」をお持ちのうえ、口座のある金融機関（右表参照）またはお客様受付センターでお申込みください。また、振替依頼書の郵送をご希望の方は電話でご連絡ください。

口座振替日は、請求月の26日です。26日が土曜日、日曜日、祝日などの金融機関の休日の場合には、金融機関の翌営業日が振替日となります。

足利銀行	東日本銀行
茨城県信用組合	福島銀行
茨城県信用農業組合連合会	みずほ銀行
商工組合中央金庫※	三菱東京UFJ銀行
常陽銀行	水戸信用金庫
中央労働金庫	水戸農業協同組合
筑波銀行	ゆうちょ銀行
東邦銀行	横浜幸銀信用組合※
ハナ信用組合※	

※は水戸支店に口座がある方のみのお取扱となります。

◆クレジットカード決済の手続き

クレジットカード、印鑑、「納入通知書」または「水道使用量等のお知らせ」をお持ちのうえ、お客様受付センターでお申込みください。また、申込用紙の郵送をご希望の方は電話でご連絡ください。

（使用できるクレジットカード）

VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエキスプレス、ダイナースのいずれかのマークが入っているもの。

※このクレジットカード決済は窓口でのカードによる納入ではありません。また、転居された場合は、自動継続ができませんので改めてお申込みが必要となります。

問合せ／お客様受付センター
☎231-4111

水道料金は納期限内に お支払いください

納入通知書でお支払いの方は納入通知書裏面に記載してあります金融機関または、コンビニエンスストアで納入期限内にお支払いください。納入期限を過ぎますと督促状を発送します。

問合せ／お客様受付センター
☎231-4111

水道関係者を装った 詐欺にご注意ください

水道部職員がお客さまのお宅に突然訪問し、浄水器の販売や蛇口等の修理や工事、水質検査を行うことはありません。不審に感じたときは職員証の提示を求めるか、水道部までご連絡ください。

問合せ／給水課
☎231-4112

有料広告を募集しています

水道検針票等への有料広告を募集しています。詳しくは下記までお問合せください。

◆水道検針票・水道部事務用封筒など
問合せ／料金課
☎231-4111

◆水道部広報紙「水都だより」
問合せ／水道総務課 ☎231-4115

お問合せ・ご相談

お問合せ内容	お問合せ先	電 話	お問合せ内容	お問合せ先	電 話
水道料金や支払方法について	お客様受付センター	231-4111	水道の故障や修理について	給水課・維持係	231-4112
水道の使用開始・中止の申込み			道路上の漏水を見つけたとき		
水道の使用量やメータ検針について			給水装置の所有者の変更	給水課・給水係	
断水工事について	水道整備課・管理係	231-4113	水道の新設・改造・撤去・直結給水について		
水道事業の経営・出前教室について	水道総務課・経営企画係	231-4115	市指定給水装置工事事業者について		
水道水の水質検査について	浄水管理事務所	229-7141	赤水や濁り、出水不良について		
楮川浄水場の見学申込み			ビルなどの受水槽について		

※漏水・断水・濁りなどの緊急の場合は、休日・夜間も受け付けています。（231-4111～4113）

この広報紙へのご意見やご感想をお寄せください。 水道総務課 e-mail: water.general@city.mito.lg.jp

